

岡山県過疎地域持続的発展方針

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

**令和3（2021）年8月
（令和4（2022）年4月改訂）**

岡 山 県

目 次

I	基本的な事項	1
II	移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の育成	14
III	産業の振興	16
IV	情報化の推進	20
V	交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保	21
VI	生活環境の整備	22
VII	子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	24
VIII	医療の確保	25
IX	教育の振興	26
X	集落の整備	27
XI	地域文化の振興等	28
XII	再生可能エネルギーの利用の推進	29

I 基本的な事項

1 過疎地域の現況と問題点

(1) 過疎地域市町村等の概要

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づいて公示されている過疎地域市町村は、法第2条によるものが14市町村、法第3条によるものが4市、法第42条によるものが1市であり、法附則第7条による特定市町村が1市となっている。

過疎地域	過疎市町村 (法第2条)	高梁市 新見市 備前市 真庭市 美作市 和気町 矢掛町 新庄村 鏡野町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町 吉備中央町
	過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (法第3条)	津山市 (旧加茂町、旧阿波村、旧勝北町、旧久米町の区域) 瀬戸内市 (旧牛窓町の区域) 赤磐市 (旧赤坂町、旧吉井町の区域) 浅口市 (旧寄島町の区域)
	過疎地域とみなされる市町村 (法第42条)	井原市
特定市町村	特定市町村の区域とみなされる区域を有する市町村 (法附則第7条)	岡山市 (旧建部町の区域)

本県の過疎地域（特定市町村を含む。以下同じ。）は、瀬戸内海沿岸に一部あるが、その大部分は、県中部の吉備高原から北部の中国山地にかけて広がっている。

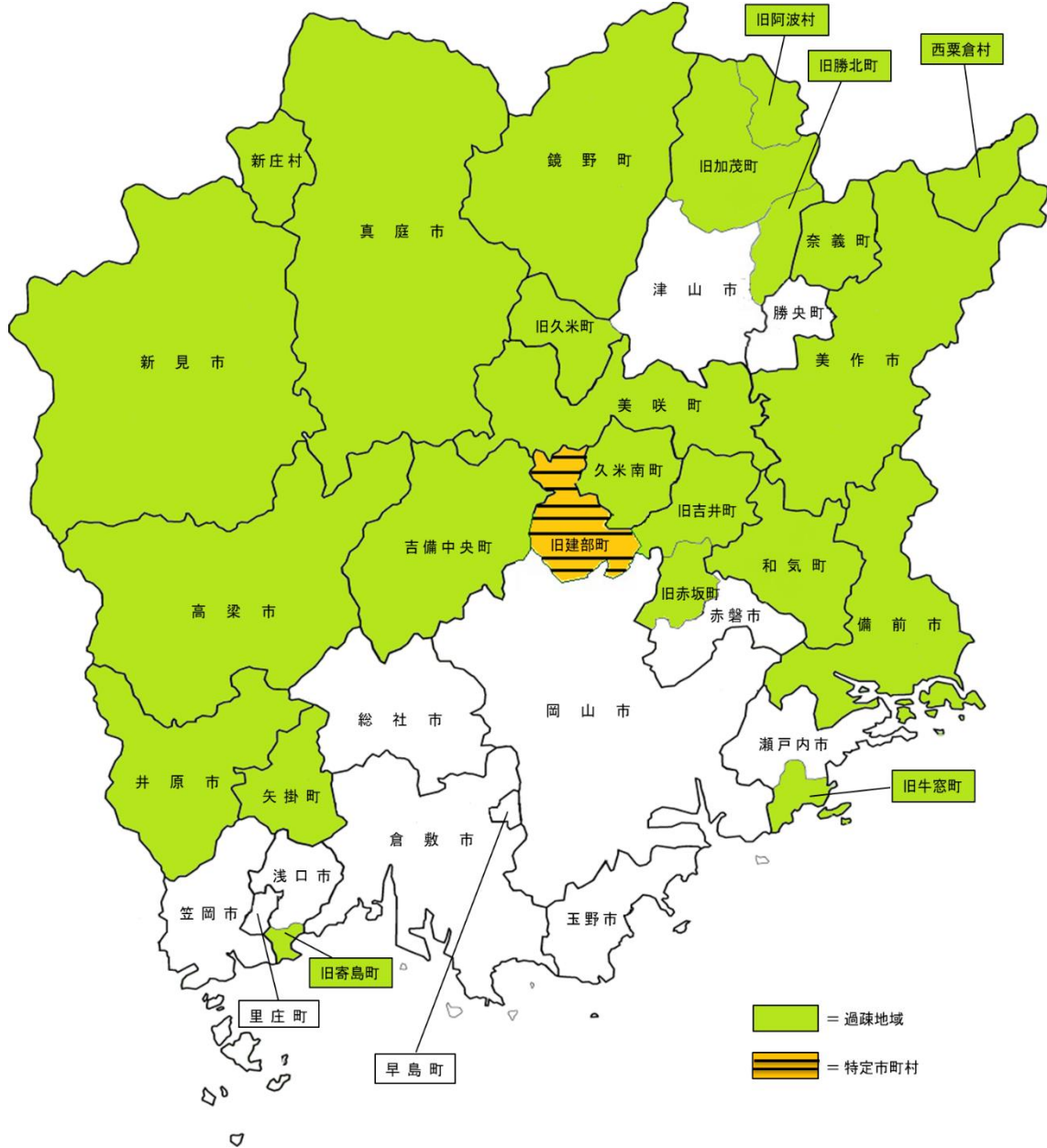
過疎地域が全県域に占める割合は、面積で71.7%、人口は16.5%である。

区 分	市町村数	面 積(km ²)	人 口(人)	高齢化率(%)
全 県 域	27	7,114.33	1,888,432	29.5
過 疎 地 域 (特定市町村を含まない)	20 (19)	5,103.99 (5,014.25)	310,815 (305,589)	40.4 (40.3)
過 疎 地 域 の 割 合 (特定市町村を含まない)	74.1% (70.4%)	71.7% (70.5%)	16.5% (16.2%)	—

(令和2(2020)年国勢調査、農林業センサス)

岡山県過疎地域分布図

(令和4(2022)年4月1日現在)



(2) 人口

①人口の推移

本県の人口は、平成17(2005)年の約196万人をピークに減少し、令和2(2020)年の時点で約189万人となっているが、昭和55(1980)年と比べると0.9%の増加となっている。

一方、過疎地域は、令和2(2020)年の人口は約31万人であるが、昭和55(1980)年と比べると32.7%の大幅な減少となっている。また、過疎地域の人口が全県域の人口に占める割合は、昭和55(1980)年に24.7%であったものが年々低下し、令和2(2020)年には16.5%となっている。

②年齢階層別人口の推移

ア 年少人口・生産年齢人口・若者人口の推移

0～14歳の年少人口は、昭和55(1980)年と令和2(2020)年を比較すると、全県域で減少(△194,902人、△45.9%)しているが、過疎地域では、昭和55(1980)年の90,273人が令和2(2020)年には31,031人と、より大幅な割合の減少(△59,242人、△65.6%)となっている。

また、生産年齢人口(15～64歳)は、全県域では、昭和55(1980)年の1,223,235人が令和2(2020)年には1,032,394人に減少(△190,841人、△15.6%)しており、過疎地域においては、昭和55(1980)年の295,887人が令和2(2020)年では152,713人と、さらに大幅な減少(△143,174人、△48.4%)となっている。

15～29歳の若者人口は、昭和55(1980)年から令和2(2020)年にかけて全県域で27.9%の減少、過疎地域では54.9%の減少となっている。

イ 高齢者の人口の推移

65歳以上の高齢者の人口は、全県域では、昭和55(1980)年の223,306人が令和2(2020)年には、557,991人に増加(+334,685人、+149.9%)している。過疎地域においても昭和55(1980)年の75,978人が令和2(2020)年には、125,630人と増加(+49,652人、+65.4%)している。

また、65歳以上の高齢化率をみると、昭和55(1980)年には、全県域で11.9%、過疎地域16.4%であった。しかし、令和2(2020)年ではそれぞれ29.5%、40.4%と上昇しており、過疎地域では約2.5人に1人が高齢者となっている。

○ 年齢階層別人口構成（単位：人）

区分	総計 A	0歳～14歳 B	15歳～64歳 C	うち15歳～29歳 D	65歳以上 E	全人口に対する割合（%）				
						年少人口 B/A	若者人口 D/A	老年人口 E/A		
全 県 域	昭和40年	1,645,135	396,579	1,105,115	418,830	143,441	24.1	25.5	8.7	
	昭和55年	1,871,023	424,254	1,223,235	361,163	223,306	22.7	19.3	11.9	
	平成 7年	1,950,750	315,902	1,294,239	392,940	339,313	16.2	20.1	17.4	
	令和 2年	1,888,432	229,352	1,032,394	260,454	557,991	12.1	13.8	29.5	
	増減率（%）	S40～R2	14.8	△ 42.2	△ 6.6	△ 37.8	289.0			
		S55～R2	0.9	△ 45.9	△ 15.6	△ 27.9	149.9			
		H7～R2	△ 3.2	△ 27.4	△ 20.2	△ 33.7	64.4			
過 疎 地 域	昭和40年	536,284	140,654	340,836	110,465	54,794	26.2	20.6	10.2	
	昭和55年	462,140	90,273	295,887	75,748	75,978	19.5	16.4	16.4	
	平成 7年	424,529	64,295	252,599	64,280	107,633	15.1	15.1	25.4	
	令和 2年	310,815	31,031	152,713	34,132	125,630	10.0	11.0	40.4	
	増減率（%）	S40～R2	△ 42.0	△ 77.9	△ 55.2	△ 69.1	129.3			
		S55～R2	△ 32.7	△ 65.6	△ 48.4	△ 54.9	65.4			
		H7～R2	△ 26.8	△ 51.7	△ 39.5	△ 46.9	16.7			
過疎地域の占める割合（%）	昭和40年	32.6	35.5	30.8	26.4	38.2				
	昭和55年	24.7	21.3	24.2	21.0	34.0				
	平成 7年	21.8	20.4	19.5	16.4	31.7				
	令和 2年	16.5	13.5	14.8	13.1	22.5				

（国勢調査）

*年齢不詳者は、総計には含めるが年齢階層別には含めない。

（3）産業

①概要

過疎地域※における生産額の動向をみると、昭和41(1966)年から令和元(2019)年までの間に農業産出額は2.3倍（全県域1.6倍）、製造品出荷額等は18.4倍（全県域12.1倍）となっており、いずれも全県域の伸びを上回っている。一方、商店数は、昭和41(1966)年から平成28(2016)年までの間に0.4倍（全県域0.7倍）と全県域よりも減少率が高くなっている。

また、全県域に占める割合は、農業産出額が昭和41(1966)年の37.2%から令和元(2019)年には53.0%、製造品出荷額等が昭和41(1966)年の9.6%から令和元(2019)年には14.6%、商店数は、昭和41(1966)年の25.5%から平成28(2016)年には、16.9%となっている。

○ 産業の動向

区分	農業産出額（千万円）				増加倍率 （倍） S41～R元
	昭和41年	昭和63年	平成18年	令和元年	
全県域	8,575	18,067	12,551	14,016	1.6
過疎地域	3,193	7,484	5,695	7,429	2.3
構成比（%）	37.2	41.4	45.4	53.0	

（生産農業所得統計、市町村別農業産出額（推計））
※一部過疎地域・特定市町村は非過疎地域とみなす。

区分	製造品出荷額等（百万円）				増加倍率 （倍） S41～R元
	昭和41年	昭和63年	平成20年	令和元年	
全県域	636,151	6,157,655	8,716,251	7,704,136	12.1
過疎地域	61,007	817,792	1,076,510	1,121,899	18.4
構成比（%）	9.6	13.3	12.4	14.6	

（工業統計調査）
※一部過疎地域・特定市町村は非過疎地域とみなす。
*従業者4人以上の事業所を対象。

区分	商店数（単位：事業所）				増加倍率 （倍） S41～H28
	昭和41年	昭和63年	平成18年	平成28年	
全県域	32,505	32,748	24,302	21,434	0.7
過疎地域	8,281	6,973	4,907	3,625	0.4
構成比（%）	25.5	21.3	20.2	16.9	

（商業統計調査、経済センサスー活動調査）
※一部過疎地域・特定市町村は非過疎地域とみなす。

②就業人口

平成27(2015)年の就業人口は、昭和50(1975)年に比べ過疎地域では38.4%減少している。

産業別でみると、第一次産業の就業人口の減少が最も著しく、昭和50(1975)年に比べ73.5%減少している。

また、第二次産業については、昭和50(1975)年に比べ46.3%減少している。

第三次産業については、昭和50(1975)年に比べ、全県域では大幅に増加(+38.2%)しているのに対して、過疎地域においては、0.5%の減少となっている。

過疎地域の産業別就業人口の構成比をみると、昭和50(1975)年以降、第二

次産業及び第三次産業が第一次産業を上回っている。

○ 就業人口の推移（単位：人・％）

区分		昭和35年	昭和50年	平成2年	平成27年
全 県 域	総数	836,377	909,428	952,585	856,717
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0
	第一次産業	360,812	152,419	86,017	41,206
	構成比	43.1	16.8	9.0	4.8
	第二次産業	215,731	336,950	347,743	234,984
	構成比	25.8	37.0	36.5	27.4
	第三次産業	259,834	420,059	518,825	580,527
構成比	31.1	46.2	54.5	67.8	
過 疎 地 域	総数	309,561	256,585	230,385	158,184
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0
	第一次産業	188,596	77,117	44,099	20,454
	構成比	60.9	30.1	19.4	12.9
	第二次産業	52,277	89,076	90,388	47,833
	構成比	16.9	34.7	39.2	30.2
	第三次産業	68,688	90,392	95,898	89,897
構成比	22.2	35.2	41.6	56.8	

（国勢調査）

*分類不能の産業は除く。
*構成比については、四捨五入の関係で合計と内訳の計が一致しない場合がある。

区分		増 減 率（％）		
		昭和35年 ～平成27年	昭和50年 ～平成27年	平成2年 ～平成27年
全 県 域	総数	2.4	△ 6.2	△ 10.1
	第一次産業	△ 88.6	△ 73.0	△ 52.1
	第二次産業	8.9	△ 30.3	△ 32.4
	第三次産業	123.4	38.2	11.9
過 疎 地 域	総数	△ 48.9	△ 38.4	△ 31.3
	第一次産業	△ 89.2	△ 73.5	△ 53.6
	第二次産業	△ 8.5	△ 46.3	△ 47.1
	第三次産業	30.9	△ 0.5	△ 6.3

③農業の動向

本県における経営耕地面積が10 a以上の農家戸数を昭和60(1985)年と平成27(2015)年で比較すると、全県域で48.6%の減少(△59,165戸)に対し、過疎地域では46.5%の減少(△28,050戸)となっている。農業所得への依存度の高い専業農家の戸数については、全県域で0.8%増加したのに対し、過疎地域では0.5%の減少となっている。

○ 農家戸数の推移 (単位：戸)

区分		昭和60年	平成27年	増減率 (%)	増 減	
全 県 域	総数	121,757	62,592	△ 48.6	△ 59,165	
	販売 農 家	専業	11,384	11,476	0.8	92
		構成比 (%)	12.6	31.8		
		第1種兼業	12,129	2,844	△ 76.6	△ 9,285
		構成比 (%)	13.5	7.9		
		第2種兼業	66,644	21,757	△ 67.4	△ 44,887
		構成比 (%)	73.9	60.3		
		合計	90,157	36,077	△ 60.0	△ 54,080
自給的農家	31,600	26,515	△ 16.1	△ 5,085		
過 疎 地 域	総数	60,339	32,289	△ 46.5	△ 28,050	
	販売 農 家	専業	6,184	6,150	△ 0.5	△ 34
		構成比 (%)	13.4	32.1		
		第1種兼業	6,245	1,371	△ 78.0	△ 4,874
		構成比 (%)	13.5	7.2		
		第2種兼業	33,791	11,637	△ 65.6	△ 22,154
		構成比 (%)	73.1	60.7		
		合計	46,220	19,158	△ 58.6	△ 27,062
自給的農家	14,119	13,131	△ 7.0	△ 988		

(農林業センサス)

④事業所の動向

平成28(2016)年の過疎地域*の事業所数は、13,575事業所で、主な内訳は卸売業、小売業3,625事業所、製造業1,689事業所、建設業1,597事業所となっている。平成18(2006)年と平成28(2016)年との比較で見ると、ほぼ全ての業種で減少している。

平成28(2016)年の過疎地域*の従業者数は、112,263人で平成18(2006)年と比較して12.6%減少している。

○ 事業所の動向（単位：事業所、人）

区分		総数	建設業	製造業	情報 通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産 業、物品 賃貸業	宿泊業、 飲食サー ビス業	医療、 福祉	その他	
事業所数	全 県 域	平成18年	84,645	8,595	7,659	644	2,005	24,302	1,311	4,391	9,720	5,438	20,580
		平成28年	79,870	7,968	6,853	660	2,239	21,434	1,348	5,038	8,603	6,414	19,313
		増減率 (%)	△ 5.6	△ 7.3	△ 10.5	2.5	11.7	△ 11.8	2.8	14.7	△ 11.5	17.9	△ 6.2
	過 疎 地 域	平成18年	17,131	2,113	1,985	60	447	4,907	172	501	1,544	942	4,460
		平成28年	13,575	1,597	1,689	60	427	3,625	151	461	1,199	951	3,415
		増減率 (%)	△ 20.8	△ 24.4	△ 14.9	0.0	△ 4.5	△ 26.1	△ 12.2	△ 8.0	△ 22.3	1.0	△ 23.4
	平成28年 過疎地域の割合 (%)		17.0	20.0	24.6	9.1	19.1	16.9	11.2	9.2	13.9	14.8	17.7
従業者数 (人)	全 県 域	平成18年	816,550	64,441	167,017	13,109	48,101	170,650	19,286	13,226	60,491	94,440	165,789
		平成28年	820,656	57,456	160,242	10,150	51,603	168,410	19,414	16,716	65,951	123,192	147,522
		増減率 (%)	0.5	△ 10.8	△ 4.1	△ 22.6	7.3	△ 1.3	0.7	26.4	9.0	30.4	△ 11.0
	過 疎 地 域	平成18年	128,507	12,590	36,595	430	5,994	22,986	1,578	1,010	7,417	14,769	25,138
		平成28年	112,263	8,809	34,993	343	6,491	19,796	1,494	1,079	6,289	16,282	16,687
		増減率 (%)	△ 12.6	△ 30.0	△ 4.4	△ 20.2	8.3	△ 13.9	△ 5.3	6.8	△ 15.2	10.2	△ 33.6
	平成28年 過疎地域の割合 (%)		13.7	15.3	21.8	3.4	12.6	11.8	7.7	6.5	9.5	13.2	11.3

（事業所・企業統計調査、経済センサスー活動調査）

※一部過疎地域・特定市町村は非過疎地域とみなす。

*「公務（他に分類されるものを除く）」及び「分類不能の産業」は除く。

（４）生活環境

①買い物環境

過疎地域を含む中山間地域において、日常の買い物に不便を感じている集落の割合は、平成27(2015)年から6年連続で半数を超えた。

○ 中山間地域における日常の買い物に不便を感じている集落の割合

(単位：%)

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
集落の割合	42	59	67	58	54	52	64

(中山間・地域振興課調)

②道路交通網

平成26(2014)年と令和2(2020)年との比較で、過疎地域[※]の市町村道の改良率は42.3%から42.9%に改善されたものの、全県域(45.9%)の水準には達していない。

○ 市町村道の整備状況（単位：％）

区 分	改良率		
	平成26年 (C)	令和2年 (D)	改善率 (D - C)
全県域 (A)	44.9	45.9	1.0
過疎地域 (B)	42.3	42.9	0.6
(A) - (B)	2.6	3.0	

(道路整備課調)

※一部過疎地域・特定市町村は非過疎地域とみなす。

③上・下水道施設

過疎地域*の令和元(2019)年度の水道普及率は95.9%、令和2(2020)年度の下水道普及率は60.4%で、それぞれ平成25(2013)年度、平成26(2014)年度に比べ改善されたものの、全県域に比べて整備が遅れている。

○ 上・下水道普及率（単位：％）

区分	水道普及率			下水道普及率		
	平成 25年度 (C)	令和 元年度 (D)	改善率 (D) - (C)	平成 26年度 (C)	令和 2年度 (D)	改善率 (D) - (C)
全県域 (A)	99.0	99.1	0.1	64.7	69.1	4.4
過疎地域 (B)	95.6	95.9	0.3	53.9	60.4	6.5
(A) - (B)	3.4	3.2		10.8	8.7	

(生活衛生課、都市計画課調)

※一部過疎地域・特定市町村は非過疎地域とみなす。

④医療

過疎地域における病床数は、令和3(2021)年で3,241床であり、平成27(2015)年に比べ12.0%減少している。

○ 病床数等の状況

区分	病床数			病院数		
	平成27年	令和3年	増減率 (%)	平成27年	令和3年	増減率 (%)
全県域	28,823	27,122	△ 5.9	164	159	△ 3.0
過疎地域	3,684	3,241	△ 12.0	37	35	△ 5.4

(医療推進課調)

また、過疎地域における無医地区は、令和元(2019)年時点で19地区あり、全県域における無医地区(21地区)の大部分を占めている。

⑤教育

令和3(2021)年度の過疎地域*の小学校数は124校、中学校数は45校で、1校当たりの児童・生徒数はそれぞれ94人、137人であり、全県域と比較して小規模校が多くなっている。

また、過疎地域*の小学校の複式学級設置比率は11.0%と、全県域の3.1%に比べ高くなっている。

○ 小学校及び中学校の状況

区分	小学校						中学校			
	学校数 (校)	児童数 (人)	1校当たり 児童数 (人)	学級数 (学級)	複式学級数 (学級)	複式学級 設置比率 (%)	学校数 (校)	生徒数 (人)	1校当たり 生徒数 (人)	学級数 (学級)
全県域	389	97,981	252	4,771	149	3.1	165	50,820	308	1,980
過疎地域	124	11,661	94	870	96	11.0	45	6,164	137	301

(令和3(2021)年度学校基本調査)

※一部過疎地域・特定市町村は非過疎地域とみなす。

(5) これまでの過疎対策の成果

これまで、県過疎地域自立促進方針(平成12(2000)年度～令和2(2020)年度)等に基づき、目指すべき具体的な姿とした「安全・安心な暮らしの確保」、「経済基盤の確立」、「交流・定住の促進」に取り組んできた結果、「おかやま元気!集落」や、本県への移住者の増加など一定の成果が表れている。

(6) 過疎地域における主な課題等

過疎地域では、急速な人口減少、高齢化が進行しており、地域の持続可能性を高めるためには、着実な移住・定住対策や少子化対策などにより、人口減少を緩和させ、地域活動の担い手不足の解消などを図る必要がある。

①産業における課題

人口減少による国内市場の縮小や荒廃農地(耕作放棄地)の増加等による生産活動の低下等が懸念されている。過疎地域にあっても、地域の特性を生かしながら、農林漁業者が自立した経営を通じて所得の増大を図り、農林水産業を将来にわたり成長し続ける、魅力ある産業とすることが必要である。

また、若者が地域に還流・定着し、結婚・妊娠・出産・子育てを安心して行うためには、安定した雇用や収入など地域経済の振興が必要である。

過疎地域の中小企業・小規模事業者は、経営者の高齢化や後継者不在によ

り廃業が増えることが懸念されており、地域の暮らしを支えるための地域産業の振興や地域資源を生かした取組を推進する必要がある。

②生活環境における課題

人口減少や高齢化の進行により、買い物や移動の手段など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となる地域が増えている。

このため、民間セクターだけでなく、地域運営組織など幅広い主体と連携し、買い物支援や地域公共交通の維持・確保を図るとともに、災害への対応能力の向上にも取り組む必要がある。

また、野生鳥獣の生息環境の変化は、農林水産被害にとどまらず地域住民の生活を脅かす状況になっており、対応する必要がある。

③集落機能における課題

人口減少や高齢化の進行により、集落機能の低下や生活面での不安が増大し、地域社会の活力が失われつつある。今後、生活サービス産業の撤退や住民組織の担い手不足がさらに進行するおそれがある。

また、進学や就職を契機とした若者の地域外への流出に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域住民の交流の機会が減少し、地域のつながりや都市部との交流にも影響が生じることが懸念されており、地域づくりを支える人材を確保する必要がある。

④保健・医療・福祉サービスにおける課題

医師の地域偏在の是正や、慢性的な介護の人手不足の解消は進んでいない状況にある。今後、人口減少と高齢化が同時に進行する中であっても、保健・医療・福祉が連携を取りながら、質の高いサービスを地域において切れ目なく提供するための体制を確立する必要がある。

2 過疎地域の持続的発展のための基本的な方向

(1)「安心して暮らし続けることができる地域」の実現

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有しており、地域の持続的な発展は、地域住民はもとより県民全体にとっても非常に重要である。

また、過疎地域は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、東京一極集中から地方分散への流れが生まれ、より快適な生活空間として見直される動きがあるものの、人口減少や高齢化の進行により、住民組織の担い手不足や

生活サービス産業の撤退などが進み、集落機能の低下や生活面での不安が増大し、地域社会の活力が失われつつある。

このため、地域の潜在力を生かしながら、人づくり・組織づくり、生活基盤づくり、地域経済の振興に一体的に取り組むことにより、地域に暮らす人々の将来に対する不安解消を図り、持続可能な地域の形成を目指すこととし、「安心して暮らし続けることができる地域」の実現を過疎地域の持続的発展のための基本的な方向とする。

(2) 過疎地域の持続的発展のための重点事項

「安心して暮らし続けることができる地域」の実現に向けて、以下の3つの重点事項を設定し、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的に推進することとする。

①多様な主体が支え合う仕組みづくり

過疎地域において、生活や暮らしを守るため、集落機能の維持・強化に向け、地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組が行える組織づくりや、将来にわたり地域で活躍する人材の育成及び確保に取り組む。

②安心して暮らせる生活基盤づくり

過疎地域で暮らす人々の安全・安心な生活を守るため、必要な道路整備の推進や医療提供体制等の整備など生活基盤づくりに取り組む。

③暮らしを支える地域経済の振興

過疎地域で暮らす人々の生活や地域活動を支えるため、地域資源を生かした取組の促進など経済基盤づくりに取り組む。

3 市町村間の広域連携及び県の役割

市町村間の広域連携についてであるが、一定の圏域人口を確保し、活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏として、倉敷市を中心市とした7市3町による高梁川流域連携中枢都市圏、また、広島県福山市を中心市とした6市2町（笠岡市や井原市が参加）による備後圏域連携中枢都市圏、岡山市を中心市とした8市5町による岡山連携中枢都市圏が形成されている。

また、圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏として、備前市を中心市（周辺市：兵庫県赤穂市、兵庫県上郡町）とした東備西播定住自立圏、津山市を中心市とした1市5町に

よる津山圏域定住自立圏が形成されている。

人口減少が進む中、連携中枢都市圏や定住自立圏をはじめとした市町村間の広域連携等により、産業振興、交通・情報通信、水道・下水道等の生活サービス、福祉・医療、教育などの様々な分野の課題解決が図られ、過疎対策において一定の効果を上げており、過疎地域の持続的発展のための対策に当たっては、地域の実情に応じた広域連携等の手法の選択により、「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」をはじめとする各分野での広域的計画との整合性を保ちながら、住民福祉の向上と地域の振興を図っていく。

一方、県は、この方針に掲げる基本的な方向に沿って、地域の実情や課題の把握に努め、市町村に対して必要な支援を行うとともに、多くの市町村が抱える共通課題の解決のための施策の推進や市町村間の連携促進など県全体の広域行政としての役割を発揮する。併せて、市町村や県民、NPO等の多様な主体と連携し、過疎地域の振興施策を総合的かつ計画的に実施する。

Ⅱ 移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の育成

【方針】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新しい生活様式による人とのつながり方や、企業等の働き方の見直しが進む中、市町村や経済団体とともに県を挙げて移住・定住の促進に向けた取組を強化する。

また、様々な形で地域と継続的に関わりを持つ関係人口については、将来的な移住者の増加にもつながることから、国やワーケーション等を行う企業等の動向を踏まえながら、その創出・拡大に取り組む。

さらに、地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組が行えるよう、将来にわたり地域で活躍する人材の育成及び確保に取り組む。

【施策】

1 移住・定住の促進

多様な主体と連携し、各種支援制度や本県の優位性等についてSNS等も活用しながら情報発信するほか、デジタル技術を積極的に活用し、首都圏等における相談体制の強化を図るとともに、移住と仕事のワンストップ相談窓口を活用する。

また、移住希望者の要望に沿った住居を確保するため、空き家の情報提供を官民協働で支援するシステムの充実・強化を図るほか、若年層を中心とした人口流出防止にも効果を上げている優良な宅地等の供給に努める。

さらに、移住・定住への不安を取り除き、過疎地域への理解を深める取組を行い、過疎地域に暮らす誰もが安心して暮らし続けることができるよう、生活環境や新規就農を含めた就業環境等の向上を図る。

2 関係人口の創出・拡大及び都市住民との交流促進

地域づくりを支える人材の確保につながるよう、地域との関わりを求めている人に対して適切な情報提供や相談対応ができる窓口を整備し、関係人口の創出を図る。

また、地域おこし協力隊、大学生、企業、NPO等多様な主体の関与のもと、地域での魅力の再発見や課題解決を図る取組を支援するとともに、地域外の都市住民などとの交流促進を図る。

3 若者の還流・定着

若者の地域への還流と定着に取り組むため、県内大学や経済団体などの関

係機関との緊密な連携のもと、地域産業の魅力発信を行うとともに、県外大学との関係強化を図り、新規学卒者などの I J U ターン就職の促進や、「おこやま就職応援センター」を通じた県内企業等への就職を支援し、地域経済の発展を担う人材の還流・定着を促進する。

4 次代を担う人材の育成

持続可能な地域の形成には、次の世代を担う人材育成が不可欠であることから、県民、NPO等多様な主体と連携し、担い手の確保につながる研修会の開催や地域活動への支援を行うとともに、地域への愛着心醸成と地域貢献の意欲向上を図り、次代の過疎地域において活躍する人材を育成する。

Ⅲ 産業の振興

【方針】

本県の農林水産業産出額は近年、増加傾向にあり、新規就農者の着実な確保・育成や、ロボット・AIなどの先端技術を活用したスマート農業の展開など、将来の発展につながる動きも広がっている一方で、特に過疎地域では、人口減少や高齢化による担い手不足や荒廃農地（耕作放棄地）の増加等による生産活動の低下などが懸念される。

こうした状況を踏まえ、儲かる産業としての農林水産業を確立するため、マーケティングを強化するとともに、岡山ブランドのさらなる推進を図る。また、供給力の強化に向け、産地の規模拡大や生産性向上の取組、地域資源の活用などを進めるほか、新規就農者の確保・育成を加速化し、認定農業者や収益性の高い経営体等力強い担い手の育成、農地の集積・集約化を推進するとともに、農作物等の鳥獣被害防止対策に取り組む。

商工業については、地域の持続的な発展を実現するため、特色ある地域産業の振興や地域資源を生かした取組を進める。

観光については、多様な主体と連携し、地域の魅力を国内外に情報発信するとともに、戦略的な観光プロモーションを展開し、県内各地で滞在型・周遊型観光プランや体験型メニューの造成・提供等を行うことにより、魅力的な観光地づくりを進める。

【施策】

1 農林水産業の振興

（1）次代を担う力強い担い手の確保・育成

新規就農者の確保・育成に取り組むとともに、認定農業者や集落営農組織の規模拡大や法人化、企業の農業参入を支援するなど、多様な担い手を育成する。併せて、専門的技術を持つ優れた林業や漁業の人材育成を推進する。

（2）県産農林水産物の振興

県産農林水産物の販売力を高めるため、マーケットインの視点に立った商品づくりや、消費地、購買層などターゲットを絞った売込みを強化する。

また、生産性の高い農業を推進するため、農業団体等と連携し、先端技術を活用したスマート農業の実証などに取り組み、最適な技術体系を確

立するとともに、必要な新技術の普及により、農業の超省力化や高品質生産等の実現を図る。なお、過疎地域は、その8割が林野であることから施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入による収益性の向上や担い手である林業事業体の育成・経営強化により森林整備等を推進し、林業生産活動の活性化を図る。また、本県水産業は、漁場環境の変化、漁業資源の減少、水産物の消費低迷など様々な問題を抱えていることから、水産環境の改善や栽培・資源管理型漁業の推進、県産水産物のマーケティングの強化などにより、水産業の振興に取り組む。

さらに、特産物や農家民宿、直売所などの地域資源や施設の活用を促進するとともに、地域の農林水産物の消費拡大や生産者と消費者との交流による農山漁村の振興を図る。

(3) 農林水産業を支える生産基盤の整備と長寿命化対策

地域が描く将来の農林水産業に最適となる生産基盤整備を進めるとともに、農林水産業を支える生産基盤が将来にわたり適切に機能を発揮し、地域農林水産業の持続的発展が図られるよう、施設の状況を的確に把握しながら、地域の実情に応じた最適な保全対策を着実に進める。

(4) 農作物等の鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農林水産被害の防止を図るため、専門家等と連携し、防護対策と捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成や捕獲獣の利活用対策などを総合的に推進する。

2 商工業の振興

(1) 地域産業の活性化

地域に活力をもたらす新ビジネスの創出や、新規創業が活発に行われるよう、インキュベーション機能の強化を図るとともに、大学発ベンチャーや地域課題解決ビジネス等の発掘・育成を推進するため、支援機関等と連携して、創業から発展段階までの成長に応じた効果的な支援を行う。

また、繊維や耐火物、ステンレス加工、バイオマス・CLT関連など、特色ある地域産業の振興を図るため、産地のブランド化や新たな技術開発、人材育成などに取り組む県内企業等を支援する。

さらに、地域の中小企業・小規模事業者の持続的な成長・発展の実現に向け、支援機関等との連携により円滑な事業承継を推進するとともに、県融資制度の機動的な運用により、資金繰りを支援する。

こうした地域産業の活性化に資する社会資本整備を進めるとともに、そ

の利活用の促進を図る。

(2) 地域資源を生かした取組の促進

地域内で雇用と所得を持続的に生み出すことができるよう、地域資源を活用した新たな特産品の開発やブランド化、地域と企業のマッチング、エネルギー循環システムの活用や新産業の創出等、地域の自立に向けた取組を支援する。

また、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を創出し、地域の事業の維持・拡大を推進する特定地域づくり事業協同組合制度について、関係機関と連携し、その活用に向けた取組を支援する。

(3) 商業の振興

過疎地域は商業の集積が希薄であり、住民はライフスタイルの変化に応じ地域外の商業施設を多く利用する傾向にあるため、地元での消費は減少傾向にある。

そこで、地域住民の消費生活の利便性を向上させるため、それぞれの地域の特性を生かした商店や商店街の魅力向上を促進するなど、商業機能の拡充・強化に努めるとともに、地域への大きな集客力が期待できる観光産業などとの連携を図る。

3 雇用の創出

過疎地域における雇用の場の確保や定住の促進等につなげるため、企業誘致に取り組むとともに、サテライトオフィス開設の支援等を行う。

また、過疎地域の経済と雇用を支え、災害時等にも重要な役割を果たす建設産業の担い手の確保と定着についても支援する。

高齢者の就業意欲の向上や企業とのマッチング支援に取り組むとともに、シルバー人材センター等の普及・拡大などを図る。

4 新しい働き方の推進

企業等が働き方改革に適切に対応できるよう、先進事例の横展開を図るとともに、従来の枠組みにとらわれることなく、半農半Xといった副業・兼業に加え、テレワークやワーケーションといった新しい働き方を推進する。

5 観光の振興

地域の豊かな自然や優れた景観、地域発祥の文化コンテンツなど魅力ある観光資源をさらに磨き上げ、農家民宿等のグリーンツーリズムの推進や体験

型コンテンツの造成・提供など交流人口の創出・拡大に取り組む。

また、多様な主体と連携し、地域の魅力を国内外に情報発信するとともに、戦略的なプロモーションを展開する。

6 情報通信産業の振興

東京圏等に集中している本社機能の県内移転や、ICT関連をはじめ成長分野の支店・サテライトオフィスの開設を支援し、雇用の場の確保等に取り組むとともに、産学官の連携により地域の情報通信産業の振興を図る。

IV 情報化の推進

【方針】

情報ハイウェイに代表される県内に整備された情報通信基盤を活用し、医療、教育、地域づくり等、県民生活に身近な分野での情報化による連携・結合を深め、地域の発展に寄与するとともに、情報通信基盤のさらなる強化と情報の迅速な伝達を図るための情報通信網の整備に努める。

なお、デジタル化に当たっては、県民誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、インターネット等の利用可能性に関する格差や身体的・社会的条件の相違に伴うICTの利用格差などデジタルデバイドの解消に向けて取り組む。

【施策】

1 ICTの活用による地域づくり

ICTの活用による集落活動の課題や担い手不足の解決を促進するとともに、デジタル社会の基盤として進展が期待されている5Gについて、早期にサービスが開始されるよう、引き続き、国や通信事業者に対して、働きかけを行う。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けた地域のつながりを回復させる上で、ICTの活用は非常に有効であることから、国や他県の動向を踏まえながら、地域住民がICTの恩恵を受けられる環境づくりに取り組む。

2 通信体系の整備

過疎地域の情報発信機能の強化と情報伝達の迅速化は、防災、行政、産業振興、生活条件の向上等多様な分野で必要であり、情報通信施設の整備促進を図る。

V 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための 交通手段の確保

【方 針】

県民に最も密着した社会資本である道路は、まちづくりや地域づくりをはじめ、社会、経済、文化活動の全てを支え、豊かな生活を実現する上で必要不可欠な基盤である。

このため、地域高規格道路をはじめとする地域間連絡道路の整備を推進するとともに、インターチェンジ、物流拠点などへのアクセス道路の整備、交通難所の改善、産業や日常生活を支える道路・橋梁の整備など、地域の実情に応じた道路整備を計画的、効率的に進める。

また、人口減少や高齢化が特に進行している過疎地域では、公共交通のない地域も存在しており、バス路線等の維持・確保や、生活交通の再編を行う。

【施 策】

1 地域の生活を支える道づくり

過疎地域の生活の中心となる拠点的地域の機能強化や、「おかやま元気！集落」をはじめとした集落機能の維持・強化に取り組む地域を支援するため、各施設の管理者と連携し、道路の利用状況に応じ、効果的・効率的に整備するとともに、地域産業を支える道づくりを推進する。

2 地域公共交通の維持・確保

拠点間を結ぶ広域的・幹線的なバス路線等を、国、県、市町村、事業者で役割分担しながら維持・確保するとともに、地域住民の移動手段の確保のため、デマンド交通等へのA I配車システムの導入やM a a S (Mobility as a Service : 様々な交通手段を連携し、その最適化を図り、快適な移動手段やそれに付随するサービスを提供する新しい概念) の導入など、I C Tの活用による利用者の利便性向上を含め、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。

また、関係機関と連携し、鉄道の利用促進に向けた取組を積極的に推進するとともに、離島への定期航路の維持・確保に努める。

VI 生活環境の整備

【方針】

関係機関や県民、NPO等多様な主体と連携して、買い物などの生活ニーズに対応し、地域で安心して暮らし続けることができるよう生活サービス機能の維持に取り組む。

また、過疎地域が生活や生産活動の場として活用されるよう住民生活に密着した施設の整備充実に努めるとともに、水資源のかん養など公益的な機能の維持を図る。

【施策】

1 居住環境の整備

地域の実情に合わせ、上水道や簡易水道の拡張・統合等を促進し、普及率の向上に努めるとともに、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽の整備等生活排水対策を進める。また、ごみ・し尿処理施設と併せて、老朽化施設の更新、広域化等を図り、過疎地域における住民生活に対応した施設の整備充実に努める。

さらに、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の観点から地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、「岡山県空家等対策推進協議会」を活用し、空き家の除却や利活用を推進する。

2 買い物等の生活環境づくり

食品や日用品を販売する生活店舗の運営、これら店舗等への送迎支援、高齢者の見守りや安否確認などの地域住民による自主的な取組が始まっている。

また、民間事業者と連携した移動販売や給配食等も地域での広がりを見せている。

こうした地域主体の日常生活の不安解消に向けた取組が、県内各地で展開されるよう支援する。

3 災害に強い地域づくり

災害時、被害の拡大防止や人命保護を着実に行うことができるよう、自主防災活動の充実・強化や、地域住民が主体となった地区防災計画等の作成支援、地域の防災リーダー養成などに取り組むとともに、防災部門と福祉部門が連携し、高齢者や障害のある人など要配慮者に対する支援体制の充実に図

る。

また、近年、激甚化・頻発化する豪雨に備えるため、流域治水の考え方を踏まえた水害や土砂災害を防止するための計画的な河川改修や、治山・砂防施設等の整備、道路の落石防護柵等の設置、農業用ため池の改修や廃止など、防災施設の整備を推進する。また、大規模災害に備え、公共施設等の耐震化などを推進する。

さらに、住民の避難判断等を支援するため、土砂災害警戒区域の周知など各種防災情報の提供を充実させる。

広域市町村圏を基本とした常備消防組織の充実に努め、消防施設や消防水利の整備を進め、消防防災へりを効果的に活用しながら的確な消防防災活動に取り組む。また、地域防災力の要である消防団の充実強化を目指し、女性・若手消防団員の確保等を図る。

4 農山漁村環境の保全

県民、NPO等の多様な主体と連携し、地域の豊かな自然や優れた景観を保全し、将来にわたって継承していく。

また、中山間地域等直接支払制度等を活用して荒廃農地（耕作放棄地）の発生を抑制するとともに、棚田を核とした地域の振興を図る。

Ⅶ 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

【方針】

地域での支え合いの取組を支援するなど、過疎地域に暮らす人々が良質な保健・福祉サービスが受けられ、地域全体で、全ての人の自立と支え合い、安心をつくり出す地域共生社会の実現を目指す。

また、個人の自由な選択にも配慮しながら、若い世代の出会い、結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境づくりを推進するとともに、誰もが安心して子育てできる環境の充実を図る。

【施策】

1 子育て支援等の充実

関係機関と連携しながら、おかやま出会い・結婚サポートセンターを拠点として、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」により、多様な出会いの機会を提供するとともに、結婚に関する気運の醸成など、結婚を希望する若い世代を総合的に支援する。

また、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点等のネットワークづくりや、地域における育児の相互援助活動組織の運営支援など、行政と地域や企業、学校、ボランティアやNPO等、地域の多様な担い手が密接に連携して、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支援するとともに、地域の実情を踏まえた保育施設等の整備や放課後児童支援員等に対する研修の実施等による放課後児童クラブのさらなる充実を図る。

2 福祉サービスの質的向上

高齢者や障害のある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築や、地域生活支援拠点など障害福祉サービスの基盤整備等を進めるとともに、福祉・介護人材の安定的な確保を図り、その定着を支援する。

また、身近な場所で高齢者が集う「通いの場」の拡充、高齢者と若い世代の交流や、相互支援の活動に取り組む老人クラブなどの活動を支援し、高齢者の生きがいづくりや社会参加活動を促進する。

さらに、地域住民一人ひとりが家庭を基盤として、学校・職場・地域等あらゆる生活の場で健康づくりを進める。

VIII 医療の確保

【方針】

過疎地域における医療を確保するため、医療機関の機能分化と連携を進めるとともに、良質な医療の提供に必要な施設や介護施設の整備、居宅等における医療提供体制の強化、医療従事者及び介護従事者の確保に向けた取組を進める。

【施策】

1 地域における医療提供体制等の整備

医師・看護師等の地域偏在を是正するため、医師少数区域への地域卒卒業医師等の配置、大学に設置した寄附講座等を通じた総合的な診療能力を有する医師の育成、看護師等の離職防止のための職場定着対策や再就業の促進などに取り組む。

また、医療機会に恵まれないへき地の医療を確保するため、へき地診療所への医師派遣や無医地区等への巡回診療などを引き続き実施する。

さらに、病院の電子カルテや画像等の診療情報をかかりつけの診療所等で閲覧することができる「医療ネットワーク岡山（愛称：晴れやかネット）」の活用を推進する。

2 救急体制の整備

救急車で搬送される重症患者に対し、同乗する救急救命士等の応急的医療行為が適切に行われる体制（メディカルコントロール体制）を整備するとともに、迅速かつ効率的な搬送手段として位置付けられているドクターヘリを活用するなど救急医療体制の整備を進める。

IX 教育の振興

【方 針】

教育をめぐる社会情勢が変化する中で、子どもたちが自らの進路を切り拓く力を身に付けさせるとともに、郷土岡山を愛し、より良い社会づくりに積極的に貢献する人間を育てるため、学校や家庭、地域と取組の方向を共有し、相互連携の下、施策を推進する。

【施 策】

1 教育環境・施設の整備

地域の実情に応じた教育施設及び教職員の確保やスクールバスの運行等通学（園）条件の改善により、教育環境・教育水準の維持向上に努める。

過疎地域の小規模校における効果的な合同授業や小中連携、高校での地域学の取組など、特色ある学校づくりの好事例を収集し、情報発信することで、学校活性化の取組を支援するとともに、ICTの活用により、学校規模や地理的要因にかかわらず、子どもたちが様々な体験や交流を通して、意欲的に学習に取り組める仕組みづくりを推進する。

また、子どもたちが、地域に誇りと愛着を持ち、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身に付けられるよう、発達段階に応じて専門的な知見・資源を有する大学等高等教育機関をはじめ、地域、企業、公益法人、NPOなど民間団体等と連携した教育活動を推進する。

さらに、自然、歴史・伝統、民俗・文化、人物など地域の特性に根差した学習を学校の教育活動全体を通じて行い、子どもたちが生まれ育った地域への理解を深めることにより、郷土愛の醸成を図る。

社会教育については、生涯学習センター、公民館、コミュニティセンターなどその活動の拠点となる施設の活用促進を図るとともに、県生涯学習センターや県立図書館とのネットワークにより地域住民への学習機会の提供を行う。

また、今後、生涯学習の重要性を一層認識し、地域はもちろんのこと日常生活圏における教育・文化・スポーツ・コミュニティ活動の拠点となる各種施設を地域の実情に応じて整備し、配置の適正化に努めるとともに、団体活動等に関する情報提供や県と市町村の連携強化を図り、諸施設の効果的な活用と学習活動の活性化に努める。

X 集落の整備

【方針】

持続可能な過疎地域の形成には、地域において、防災や地域づくりなどの活動に積極的に参画している住民の関与が不可欠であることから、県民、NPO等多様な主体と連携し、地域住民が互いに支え合う仕組みづくりを推進する。

【施策】

1 集落機能の維持、確保等

(1) 生き生き拠点の形成促進

平成の市町村合併前の旧町村や中学校区など、一定のエリア内の拠点的地域において、行政窓口や郵便局、診療所、商店など日常生活に必要なサービス機能が集約され、周辺地域とのネットワークが確保された集落生活圏の維持を図る岡山県版小さな拠点である「生き生き拠点」の形成に向けて取り組む。

(2) 「おかやま元気！集落」の活動支援

小規模高齢化集落など、単独では集落機能の維持が困難な集落が含まれる地域において、小学校区、大字等の広域的な地域運営により、集落機能の維持・強化に取り組む地域を「おかやま元気！集落」として登録し、持続可能な過疎地域形成の原動力と位置付け、その取組を総合的に支援する。

(3) 地域運営組織の設立及び活動の支援

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織である地域運営組織について、安定的な運営が図られるよう、その設立・再構築や今後の活動を支援する。

(4) 集落のあり方検討

人口減少や高齢化の進行により、地域活動の担い手が減少していることや、近年の自然災害の頻発・激甚化などの状況を踏まえ、将来に向けて、地域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、いわゆる通勤農業の考え方を含め、集住や集落移転等これからの集落のあり方について、幅広く検討する地域の主体的な取組を支援する。

XI 地域文化の振興等

【方 針】

芸術・文化は心を豊かにし、生きる喜びをもたらし、地域を元気づけてくれるものである。多彩な文化の交流や発展に取り組むとともに、文化の力を生かして、郷土に愛着と誇りを持ち、心豊かに生きることができる岡山を実現するため、おかやま文化振興ビジョンに基づき、多様な主体と協働しながら、文化振興の取組を展開する。

また、地域の歴史・文化等に根ざした芸能や施設等の保存、整備、活用に努める。

【施 策】

1 地域文化の振興等に係る連携の促進

文化施設は、住民の文化活動や文化交流の拠点となる。特に美術館、音楽ホールなど高度な機能を備えた施設については、市町村相互の連携や各種施設との地域間のネットワーク化により広域的利用を図る。

2 伝統文化の継承と発信

豊かな自然や優れた景観、文化財、日本遺産、伝統文化などの地域固有の文化資源等を適切に保存・継承し、地域のつながりを強めるとともに、それらの魅力発信を継続的に行う。

XII 再生可能エネルギーの利用の推進

【方 針】

地球温暖化の問題は世界的規模で深刻さを増しており、脱炭素社会の実現に向けて、県民、事業者、行政など各主体が一丸となって、積極的に温室効果ガス削減に取り組む必要があることから、住民参画のもと、地域の自然や資源を最大限に生かした新エネルギーの導入の取組を進め、地域の活性化や安心安全な暮らしにつなげる。

【施 策】

1 地域ぐるみで進めるスマートコミュニティの推進

地域にある自然や資源を有効に活用した新エネルギーの導入等により、創エネや省エネ、蓄エネを進め、エネルギー利用の効率化やエネルギー自給力を高めるスマートコミュニティの推進に取り組む。